平成２６年（フ）第３４８号
滋賀県野洲市冨波甲400番地　エスポワール野洲608、前住所滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上5147番地２　山之上ハイツＧ棟302号
債務者　福田　慶章
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５１号
滋賀県湖南市下田2235番地76
債務者　大村　理恵
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６１号
大津市大石東５丁目22番12号、前住所大津市野郷原２丁目24番１号
債務者　山﨑こずえ
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７２号
滋賀県高島市安曇川町田中208、住民票上の住所滋賀県高島市安曇川町中央３丁目６番地９
債務者　兼田　　稔
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９７号
滋賀県草津市渋川２丁目５番15号　コーポ富士Ｃ301号、前住所滋賀県草津市草津町1540番地１　グラシィオ草津503号
債務者　中谷　雅美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６９８号
広島市安佐北区倉掛１丁目９番９号
債務者　奥田のり子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９９号
広島市東区戸坂山根１丁目１番27―105号
債務者　半田　次子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０２号
広島市佐伯区五日市中央７丁目12番20―７号
債務者　茅本真知子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９１６号
広島市南区出汐３丁目２番20―308号
債務者　荒井　　淳
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４号
広島県尾道市山波町今免3089―25　メゾン今免２－Ｄ、住民票上の住所広島県尾道市山波町3087番地13　柿本アパートＡ棟
債務者　リング運送こと　海澤　耕二
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第７５号
広島県三原市宮沖１丁目７－３、住民票上の住所兵庫県神戸市北区緑町８丁目１番８－905号
債務者　坂本　佳隆
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第２９０号
高知市高須１丁目３番２号　ハイツヨシカワ506
債務者　谷﨑　　恵
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３１１号
高知市長浜3800番地　長浜東大ト子改良住宅１号
債務者　田村　砂弥
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３６６号
高知市高須１丁目13番36号　コーポ光正205号
債務者　坂本　静惠
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３７０号
高知市桜井町１丁目11番21号
債務者　窪田　里美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３７４号
高知市鴨部上町11番11―２号
債務者　堀　　武司
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
高知地方裁判所破産係